

平成 27 年度第 1 回鶴岡市予防接種対策委員会

日時：平成 27 年 7 月 2 日（木）

午後 7 時～午後 8 時 30 分

場所：にこ・ふる 3 階 研修室

1. 開 会

2. 正副会長の選出

3. 報 告

(1) 平成 26 年度健康被害報告について

(2) 平成 26 年度予防接種実施報告について

①乳幼児等の定期予防接種の接種者数・接種率

②「子ども予防接種週間」

③高齢者インフルエンザ予防接種

④高齢者肺炎球菌予防接種費用助成事業

⑤成人の風しん予防接種費用助成事業

(3) その他

4. 協 議

(1) 平成 27 年度予防接種実施計画について

①日本脳炎予防接種の接種勧奨

②高齢者インフルエンザ予防接種実施計画

③高齢者肺炎球菌予防接種実施計画

④成人の風しん予防接種費用助成事業実施計画

5. そ の 他

(1) 国の動き

6. 閉 会

鶴岡市予防接種対策委員会委員及び幹事名簿

(敬称略)

選出区分	氏名	所 属	備考
1号委員	阿彦 忠之	学識経験者(庄内保健所長)	
1号委員	鈴木 千晴	学識経験者(鶴岡地区薬剤師会副会長)	
1号委員	梅津 成夫	学識経験者(鶴岡調停協会理事)	
2号委員	鈴木 準	鶴岡地区医師会員(こどもクリニックすずき)	
2号委員	岡田 恒人	鶴岡地区医師会員(岡田医院)	
2号委員	佐久間 正幸	鶴岡地区医師会員(佐久間医院)	
3号委員	伊藤 末志	専門医師(鶴岡市立庄内病院参与)	
3号委員	小野 俊孝	専門医師(おのこども診療所)	
幹事	御橋 慶治	鶴岡地区医師会(事務局長)	

任期：平成29年3月31日まで

事務局

所 属	職 名	氏 名
健康福祉部	部 長	相澤 康夫
健 康 課	課 長	原田 真弓
	母子保健主査	金内 節子
	母子保健主査	岡部 奈緒子
	母子保健専門員	加藤 早苗
	母子保健専門員	石井 美喜
藤島庁舎市民福祉課	専門員	佐藤 直美
羽黒庁舎市民福祉課	健康福祉専門員	澁谷 良
櫛引庁舎市民福祉課	主 任	長谷川 恵
朝日庁舎市民福祉課	主 事	佐藤 明日香
温海庁舎市民福祉課	専門員	奥井 妙

オブザーバー

所 属	氏 名
鶴岡市立庄内病院事務部長	加賀山 誠
鶴岡市教育委員会学校教育課長	中野 洋

3. 報 告

(1) 平成 26 年度健康被害報告について

平成 26 年度の定期予防接種においては、健康被害の報告は無かった。

(2) 平成 26 年度予防接種実施報告について

◆A 類疾病（乳幼児等）

予防接種法の規定による定期予防接種について、延べ 21,955 人に接種を行い、感染症からの社会防衛を図った。

- *平成 26 年 10 月から、水痘予防接種が定期接種に追加された。これによる特例対象者の取り扱いについては、平成 26 年度末をもって終了した。
- *日本脳炎予防接種については、標準的接種年齢の 3 歳児の他に、特例対象者である小学 2・3 年生と高校 3 年生に対し積極的接種勧奨を実施した。
- *年度別の接種状況は別表のとおり。(P2)
- *平成 26 年度より、市民が里帰り等やむを得ない事由のため県外で定期接種を受ける場合に、償還払いによりその一部または全額を助成する制度を開始した。実施状況は別表の通り (P3)

◆B 類疾病（高齢者）

○高齢者のインフルエンザ予防接種の実施については、接種者数が 28,072 人、接種率は 66.9%となった。高齢者のインフルエンザ予防と合併症予防に大きな成果を上げた。(P5)

○高齢肺炎球菌予防接種については、市の接種費用助成事業として 75 歳以上を対象に実施してきた。平成 26 年 10 月より B 類疾病に追加され 65 歳を対象とする定期接種となり、経過措置として 65 歳以上の 5 歳刻みの年齢の者については接種が行えることとなった。

接種者数は、7 月末までの助成事業としては 261 人、定期接種としては 4,306 人であった。接種状況は別表のとおり。(P6)

◆予防接種法定外

○平成 25 年 7 月から、妊婦への風しん感染を防止することで先天性風疹症候群の発生を未然に防ぐため、緊急対策として成人に対する風しん予防接種費用助成事業を開始し、平成 26 年度は延べ 412 人に費用助成を行った。(P7)

①乳幼児等の定期予防接種の接種者数・接種率

種別(疾病名)			平成24年度	平成25年度	平成26年度	
3種混合 (百日せき・ジフテリア・破傷風)	初回	接種者数	2,331人	139人	19人	
		接種率	77.6%	21.8%	接種率 63.6% (対象者 354人中)	
	追加	接種者数	1,130人	1,055人		206人
		接種率	113.2%	105.5%		
4種混合 (百日せき・ジフテリア・破傷風・不活化ポリオ) *H24.11月から開始	初回	接種者数	882人	2,910人		2,730人
		接種率	70.3%	101.1%	100.8%	
	追加	接種者数	/	77人	824人	
		接種率		72.0%	89.2%	
2種混合(ジフテリア・破傷風)		接種者数	1,175人	1,022人	1,090人	
		接種率	93.1%	83.5%	93.1%	
ポリオ *H24春季集団接種まで実施	1回目	接種者数	480人	/	/	
	2回目	接種者数	462人			
		接種率	76.5%			
不活化ポリオ *H24.9月から開始(追加はH24.10月から規定)	初回	接種者数	2,616人	395人	54人	
		接種率	78.5%	41.7%	接種率 43.2% (対象者 903人中)	
	追加	接種者数	/	596人		336人
		接種率		59.6%		
麻しん・風しん	1期	接種者数	1,025人	905人		898人
		接種率	103.3%	101.9%	101.6%	
	2期	接種者数	1,087人	1,019人	971人	
		接種率	97.0%	97.0%	96.0%	
日本脳炎	1期初回	延べ接種者数	4,018人	2,848人	2,474人	
	1期追加	延べ接種者数	2,711人	2,036人	1,617人	
	2期	延べ接種者数	159人	416人	667人	
BCG(結核) *H25.4月から個別接種へ移行		接種者数	914人	701人	898人	
		接種率	96.8%	66.3%	86.3%	
インフルエンザ菌 b型(ヒブ) *H25.4月から定期接種	初回	接種者数	/	3,232人	2,726人	
		接種率		85.2%	72.0%	
	追加	接種者数		1,182人	931人	
		接種率		—	—	
小児肺炎球菌 *H25.4月から定期接種	初回	接種者数	/	3,258人	2,746人	
		接種率		85.9%	72.5%	
	追加	接種者数		940人	910人	
		接種率		—	—	
ヒトパピローマウイルス (子宮頸がん) *H25.4月から定期接種		接種者数(延べ)	/	352人	15人	
水痘 *H26.10月から定期接種	初回	接種者数	/	/	1,406人	
		接種率			44.8%	
	追加	接種者数			437人	
		接種率			38.4%	

【平成26年度対象者数について】

- ・3種混合:未完了者
- ・4種混合初回:国の算定式 $3 \times (0\text{歳の}9/12 + 1\text{歳の}3/12)$
- ・4種混合追加:国の算定式 $(1\text{歳の}9/12 + 2\text{歳の}3/12)$
- ・2種混合:12歳
- ・不活化ポリオ:国の算定式 $(0\text{歳の}9/12 + 1\text{歳の}6/12) \times 12/15$
- ・MR1期:1歳、MR2期:6歳
- ・BCG:平成26年度中に5か月以上1歳未満の者
- ・ヒブ・肺炎球菌初回: $3 \times (H26\text{年度中に}2\sim7\text{か月の者})$
- ・水痘:H26.10.1以降に1歳～5歳未満の者

- ※1 国の算定式による。年度をまたがって受けた者や転入者を含んで対象者数を算出するため、接種率が100%を超えてしまうものがある。
- ※2 日本脳炎予防接種は、標準的接種年齢である3歳の他に、平成26年度新たに小学2・3年生と高校3年生に対する積極的接種勧奨を実施した。
- ※3 子宮頸がん予防接種は、H25.6月より積極的接種勧奨が差し控えられている。

【定期予防接種償還払い制度実績】

	依頼件数	償還件数	延べ回数			
			ヒブ	肺炎球菌	4種混合	その他
平成26年度	13	13	22	20	9	2

※その他の内訳
水痘1人・MR1人

②「子ども予防接種週間」

【趣旨及び目的】

保護者を始めとした地域住民の予防接種に対する関心を高め、予防接種の向上を図る。

※主催：社団法人日本医師会・社団法人日本小児科医会、厚生労働省

※後援：文部科学省・「健やか親子21」推進協議会

【実施日】

平成 27 年 3 月 1 日（日）～3 月 7 日（土）までの 7 日間

【鶴岡市の取り組み】

- ・市広報に掲載（3月号）
- ・麻疹風しん2期末接種者へ個別接種勧奨にあわせて案内
- ・ポリオ予防接種未接種者へ個別接種勧奨にあわせて案内

【実施結果】

(人)

年度	MR	3種混合	2種混合	4種混合	不活化ポリオ	BCG	日本脳炎	ヒブ	小児肺炎球菌	水痘	その他	合計
H24	68	26	18	27	19		89				236	483
H25	66	28	15	27	17	0	89	88	71		72	473
H26	40	0	28	48	8	8	100	41	40	43	39	395

※その他の内訳

(平成 24 年度) 水痘 10 人・流行性耳下腺炎 8 人・ヒブ 90 人

肺炎球菌 73 人・子宮頸がん 21 人・その他 34 人

(平成 25 年度) 水痘 10 人・流行性耳下腺炎 8 人・子宮頸がん 20 人・その他 34 人

(平成 26 年度) 流行性耳下腺炎 7 人・子宮頸がん 4 人・麻疹 1 人・その他 27 人

【実施医療機関】

24 医療機関

③高齢者インフルエンザ予防接種

○対象者数

(1) 65歳以上の者(昭和25年2月1日以前に生まれた者) *転入含む	41,869人
(2) 60歳以上65歳未満であって、心臓、じん臓若しくは呼吸器の機能等又はヒト免疫の機能に障害を有するものとして厚生労働省令に定められた者(身障手帳1級に該当する者)	76人
合計	41,945人

○接種期間 平成26年11月1日～平成27年1月31日

○実施方法

(1) 委託契約 県医師会と委託契約締結により広域実施。

広域化に参加しない医療機関、介護老人保健施設、県外医療機関については個別契約。

※ 契約数 15か所(県医師会1・他個別契約14)

※ 実施医療機関等数 139か所

(2) 減免措置について

申請のあった生活保護世帯者および非課税世帯者について、自己負担金減免実施。

◇ 減免申請者 2,140人(免除290人、減額1,528人、非該当322人)

※接種者 1,729人(免除288人、減額1,441人)

○接種者数 28,072人(接種率66.9%)

○総括

- ◇ 前年の接種率(66.3%)を0.6ポイント上回る接種率だった。
- ◇ ワクチンの安定供給により、接種期間内に接種ができ特に混乱はなかった。
- ◇ 予診票の記入漏れ(問診項目チェック・医師のサイン・本人同意のサイン)が散見された。安全接種の観点から、今後も説明会の場等でさらに徹底するよう働きかける必要があると考えられる。

④高齢者肺炎球菌予防接種

○肺炎球菌予防接種費用助成事業（H24年9月～26年7月実施）

1. 事業実施経過 肺炎球菌の予防接種に係る費用の一部を助成することにより、高齢者の肺炎による寝たきり防止と医療費削減を図ることを目的とし、申請のあった75歳以上の方を対象に平成24年9月より助成事業を開始した。
平成26年10月より高齢者肺炎球菌感染症が予防接種法の定期接種B類疾病に追加され対象年齢が異なることに鑑み、市民の混乱を避け、改正予防接種法に基づく接種に円滑に移行できるよう配慮し、平成26年7月で事業終了とした。
2. 対象者 市内に住所を有し、申請する日において満75歳以上の者で過去5年以内に肺炎球菌予防接種を受けていないもの。
3. 助成額 予防接種に対する助成は、一人につき一回 4,000円を限度とする。
4. 実施期間 平成24年9月1日～平成26年7月31日
5. 接種状況

	24年度	25年度	26年度	計
接種者数（人）	1,185	2,170	261	3,616
（再掲）75～79歳	466	888	147	1,501
（再掲）80～84歳	414	703	66	1,183
（再掲）85～89歳	217	410	35	662
（再掲）90歳以上	88	169	13	270

75歳以上人口に対する接種者数合計の割合：15.7%

○肺炎球菌定期予防接種事業（H26年10月より実施）

1. 対象者 ① 年度内に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳、101歳以上となる方。
② 60歳以上65歳未満であって、心臓、じん臓若しくは呼吸器の機能等又はヒト免疫の機能に障害を有するものとして厚生労働省令に定められた方。
（身障手帳1級に該当する者）

※但し、過去に肺炎球菌予防接種を受けたことがある方は定期接種の対象とはならない。

2. 助成額 予防接種に対する助成は、一人につき一回 4,000円を限度とし、接種前の申請により非課税世帯は5,000円の助成、生活保護世帯は全額助成とする。
3. 実施期間 平成26年10月1日～平成27年3月31日
4. 接種状況

接種者数（人）	4,306
（再掲）対象者②接種者数	25
（再掲）生活保護	39
（再掲）市民税非課税	243
接種率（%）	47.2

⑤成人の風しん予防接種費用助成事業

平成 24 年夏、都市部を中心に成人の風しんが大流行したことから、妊婦への風しん感染を防止することで先天性風しん症候群の発生を未然に防ぐため、緊急対策として平成 25 年 7 月から成人に対する風しん予防接種費用助成事業を開始した。

【助成対象者】

鶴岡市に住所を有する昭和 39 年 4 月 2 日～平成 8 年 4 月 1 日生まれ(平成 26 年度中に 19～50 歳になる者) の方のうち、以下を対象に実施。

* 妊娠を予定している又は希望している女性

* 妊婦 (抗体価が十分であると確認された方を除く) の夫及び同居家族

【平成 26 年度実績】

抗体検査	222
償還	1
麻しん風しん接種	111
風しん接種	79
接種 計	190
償還	2

(人)

(3) その他

○平成 26 年度広域実施状況について

山形県内の契約している医療機関であればどこでも定期予防接種を受けることができるように、平成 18 年度から広域実施体制が整備されている。

【平成 26 年度実績】

乳幼児の定期予防接種は 53 名（延べ 156 回）

○震災対応について

「原発避難者特例法」による実施は、平成 26 年度は乳幼児の定期予防接種は 6 名（延べ 8 回）、高齢者のインフルエンザ予防接種は 5 名、高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種は 1 名であった。

○長期特例制度について

平成 25 年 1 月付け予防接種法施行令の改正による「長期にわたり療養を必要とする疾病にかかったこと等により、定期予防接種の機会を逸した者」について、平成 26 年度の対応は 1 件であった。

4. 協 議

(1) 平成 27 年度予防接種実施計画について

◆A類疾病（乳幼児等）

乳幼児、児童、生徒を感染症から守り、社会防衛を図るとともに、今年度も予防接種法に定められている予防接種について、保護者の理解と、鶴岡地区医師会、各医療機関と医師の協力、また、市教育委員会、小学校、中学校、高等学校の協力を得て、接種率向上を図り安全な予防接種を推進する。

○安全な予防接種推進

* 国からの安全な予防接種推進の通知（平成 14 年 2 月 7 日付）に関して、鶴岡地区医師会長と各医師に、安全な予防接種の推進について通知を行う。

* 教育委員会と連携をとり、安全な予防接種の推進、接種勧奨などの予防接種への協力を求める。

○乳幼児等の予防接種の実施

* 3 種混合、4 種混合、2 種混合 2 期、不活化ポリオ、麻しん・風しん、日本脳炎、BCG、ヒブ感染症、小児肺炎球菌感染症、子宮頸がん（HPV）、および水痘予防接種の実施及び接種率の向上を図る。

* 子宮頸がん予防接種については、平成 25 年 6 月より積極的接種勧奨が差し控えられている。

* 3 種混合については、ワクチン製造中止により基本的に 4 種混合に切り替えて実施している。

◆B類疾病（高齢者）

おもに高齢者の感染による死亡を防ぎ、重症化に伴う要介護状態の予防を推進することを目的として、鶴岡地区医師会および各医療機関と医師の協力を得て、自らの意思と責任で接種を希望する場合に、高齢者肺炎球菌ワクチン、および高齢者インフルエンザ予防接種を実施する。

◆予防接種法定外

妊婦への風しん感染を防止し、先天性風疹症候群の発生を未然に防ぐため、引き続き成人に対する風しん予防接種費用助成事業を行う。

平成27年度 定期予防接種実施医療機関 一覧

No.	医療機関名称	BCG	3種混合	2種混合	4種混合	ポリオ	日本脳炎(1期)	日本脳炎(2期)	麻しん風しん1期	麻しん風しん2期	ヒブ感染症	小児肺炎球菌	子宮頸がん	水痘
1	五十嵐ハートクリニック	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×
2	石田内科医院	×	×	○	×	×	×	○	×	○	×	×	○	×
3	石原小児科医院	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4	いとうクリニック	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
5	今立小児科医院	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6	岡田医院	×	×	○	×	×	×	○	×	×	×	×	○	×
7	おぎわら医院	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×
8	乙黒医院	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
9	おのこども診療所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
10	川上医院	×	○	○	×	×	×	×	○	○	×	×	×	×
11	みどりまちクリニック※	×	×	○	×	×	○	○	×	×	×	×	○	×
12	さいとうクリニック	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○
13	齋藤医院(加茂)	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×
14	たんぼぼクリニック	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
15	すこやかレディースクリニック	×	×	○	×	×	×	○	×	○	×	×	○	×
16	さくまクリニック※	×	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	×	○
17	こどもクリニックすすき	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
18	高橋クリニック	×	×	○	×	×	×	○	×	×	×	×	○	×
19	中村内科胃腸科医院	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×
20	はらだこども医院	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
21	真島医院	×	×	○	×	×	○	○	○	○	×	×	×	○
22	わかな内科医院	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○
23	三浦産婦人科医院	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×
24	わだ内科医院	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
25	いでは診療所分院	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○
26	石橋内科胃腸科医院	×	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○
27	いでは診療所	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○
28	佐藤医院(野荒町)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○
29	佐藤医院(黒瀬)	×	×	○	×	×	○	○	○	○	×	×	○	○
30	遠藤医院	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
31	桂医院	×	×	○	×	×	○	○	○	○	×	×	○	×
32	佐久間医院(櫛引)	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
33	土田内科医院	×	○	○	○	×	○	○	○	○	×	×	×	×
34	丸岡真柄医院	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
35	小野寺医院	×	×	○	×	×	○	○	○	○	×	×	×	×
36	温海クリニック	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
37	阿部医院	×	×	○	×	×	×	○	×	○	×	×	×	×
38	佐久間医院(湯温海)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
39	佐藤診療所(鼠ヶ関)	×	○	○	○	×	○	○	○	○	×	×	×	○
40	佐藤診療所(湯温海)※	×	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	×	○
41	みかわキッズクリニック	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
42	産婦人科・小児科三井病院	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
43	鶴岡協立病院	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×
44	鶴岡市立荘内病院(小児科)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
45	茅原クリニック	×	×	×	×	×	×	○	×	○	×	×	○	×
46	鶴岡協立病院附属クリニック※	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
47	協立大山診療所	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×
48	鶴岡市国民健康保険大網診療所	×	×	○	×	×	○	○	○	○	×	×	○	×
49	鶴岡市国民健康保険上田沢診療所	×	×	○	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×

11 みどりまちクリニック…日本脳炎は中学生以上に限る
 16 さくまクリニック…接種可能年齢1歳以上に限る
 40 佐藤診療所(湯温海)…ヒブと小児肺炎球菌は同時接種しない
 46 鶴岡協立病院附属クリニック…接種日：毎週火曜日 午後(要予約) 小児科のみ

①日本脳炎予防接種の接種勧奨

特例対象者のうち平成 27 年度の積極的接種勧奨対象者である高校 3 年生、および差し控え期間中に 1 期を完了した者に対して、6 月に個別案内通知を送付し接種勧奨を実施（平成 27 年 4 月末現在の接種状況により勧奨者を抽出）。

○特例対象者

*平成 9 年 4 月 2 日～平成 10 年 4 月 1 日に生まれた者（平成 27 年度に 18 歳となる者）に対する 2 期の積極的接種勧奨

→特例対象者であるため、2 期のみならず全ての未接種者に対し個別勧奨を実施。

1 期完了	1 期未完了
1,037 人	344 人

*平成 17～21 年度の差し控え期間中に 1 期を完了し、1 期追加接種から 5 年以上経過している者（平成 10 年 4 月 2 日～平成 18 年 5 月 30 日生）に対する 2 期の積極的接種勧奨

→2 期の対象年齢である 9 歳以上で、高校 2 年生以下の者

1 期完了
114 人

※平成 27 年 4 月末現在の接種状況は（P12）のとおり。

【 日本脳炎予防接種特例対象者接種状況 】

生年月日	当時 (H17年度)		H27年度		H27. 4月未現在実績				
	学年	年齢	学年	年齢	未接種	2回目未接種	追加未接種	2期未接種	
H7. 4. 2～H8. 4. 1	小4	10歳		20歳	224	238	385	530	H25年度2期積極的接種勸奨
H8. 4. 2～H9. 4. 1	小3	9歳		19歳	188	202	289	586	HPでの周知/H26年度2期積極的接種勸奨
H9. 4. 2～H10. 4. 1	小2	8歳	高3	18歳	198	213	344	1,381	HPでの周知/H27年度2期積極的接種勸奨
H10. 4. 2～H11. 4. 1	小1	7歳	高2	17歳	191	208	336	1,069	HPでの周知・学校を通じてチラシで周知
H11. 4. 2～H12. 4. 1	年長	6歳	高1	16歳	223	245	425	1,064	HPでの周知・学校を通じてチラシで周知
H12. 4. 2～H13. 4. 1	年中	5歳	中3	15歳	196	244	459	1,088	HPでの周知・学校を通じてチラシで周知
H13. 4. 2～H14. 4. 1	年少	4歳	中2	14歳	164	192	378	1,195	H23年度個別接種勸奨
H14. 4. 2～H15. 4. 1	3歳児	3歳	中1	13歳	177	204	405	1,163	H23年度個別接種勸奨
H15. 4. 2～H16. 4. 1	2歳児	2歳	小6	12歳	226	245	461	1,114	H24年度個別接種勸奨
H16. 4. 2～H17. 4. 1	1歳児	1歳	小5	11歳	181	194	395	1,071	H24年度個別接種勸奨
H17. 4. 2～H18. 4. 1	0歳児	0歳	小4	10歳	142	153	325	1,065	H25年度個別接種勸奨/H23就学前に定期の未接種分を勸奨 H26年度積極的接種勸奨
H18. 4. 2～H19. 4. 1			小3	9歳	156	164	323	1,124	H25年度個別接種勸奨/H24就学前に定期の未接種分を勸奨 H26年度積極的接種勸奨

②高齢者インフルエンザ予防接種実施計画

- 対象者 ①65歳以上の者（昭和26年2月1日以前生） 43,075人（H26.6月現在）
②60歳以上65歳未満であって、心臓、じん臓若しくは呼吸器の機能等内部障害者（身体障害者手帳1級に該当する者） 約75人（概数）

○接種期間 平成27年10月15日～平成28年1月31日

- 実施方法 ①県広域実施体制に参加
②医療機関等担当者に対する説明会実施（9月29日予定）
③県医師会と委託契約締結（10月15日付）
④広域実施不参加の医療機関等と個別委託契約締結。（随時）
⑤対象者へ案内はがき送付（10月9日予定）
（65歳以上の対象者と、60歳以上65歳未満の②対象者）
※接種期間中に65歳になるものには、月毎随時送付

○市委託料 3,000円 自己負担金 1,500円
（申請により、非課税世帯者 500円の減額 生活保護者免除）

○スケジュール

9月29日（火）	医療機関説明会（午後1時30分～ にこ♥ふる3階大会議室）
10月1日（木）	市広報・市HPで周知（事業開始のお知らせ）
10月9日（金）	対象者へ案内はがきを発送
10月13日（火）	減免申請受付開始
10月15日（木）	接種開始
平成28年1月1日（金）	市広報で周知（感染予防・接種期限について）

○個人通知(案内はがき)について

接種券（兼通知）廃止を検討したが、接種率の低下によるインフルエンザ患者の増加が懸念されることから、今年度は廃止に向けた準備段階として接種券から案内はがきに変更して個人通知を行い、来年度より個人通知を廃止する。

③高齢者肺炎球菌予防接種実施計画

- 対象者 ①年度内に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳となる方。
②60歳以上65歳未満であって、心臓、じん臓若しくは呼吸器の機能等又はヒト免疫の機能に障害を有するものとして厚生労働省令に定められた方。（身障手帳1級に該当する者）

※但し、過去に肺炎球菌予防接種を受けたことがある方は定期接種の対象とはならない。

○実施期間 平成27年4月1日～平成28年3月31日

○その他、実施方法、助成金額等は前年度と同様

④成人の風しん予防接種費用助成事業実施計画

「風しんに関する特定感染症予防指針」（平成 26 年 3 月 28 日厚生労働省告示）により、先天性風しん症候群の発生をなくすため、職場等における感染及び予防対策や特に妊娠を希望する女性に焦点をあてた予防対策が重要とされていることから、本指針に基づき、平成 27 年度も継続した取り組みを実施する。

○目的

特に妊婦への風しん感染を防止することで子どもの先天性風しん症候群の発生を未然に防ぐため、成人に対する風しんワクチン接種に関する費用を助成する。

○助成対象者

鶴岡市に住所を有する昭和 40 年 4 月 2 日～平成 7 年 4 月 2 日生まれ（平成 27 年 4 月 1 日時点で 20～50 歳）の方のうち、

- ①妊娠を予定している又は希望している女性
- ②妊婦（抗体価が十分であると確認された方を除く）の夫及び同居家族

○対象外

- ①妊娠中又は、妊娠している可能性の高い女性
- ②風しんにかかったことがある方（確実な方のみ）
- ③風しん予防接種（または混合ワクチンでの接種）を 2 回以上受けている方
- ④過去に風しん抗体検査を受けたことがある方

○助成内容

- ①助成対象者はまず風しんウイルス抗体検査を実施する。検査費用は全額助成。
- ②抗体価が不十分と判定された方はワクチン接種を実施する。接種費用は全額助成。

※抗体検査・ワクチン接種とも同じ医療機関で実施する。一人 1 回の助成。

【抗体検査費用の助成額】 ・ 5,000 円

【ワクチン接種費用の助成額】・麻しん風しん混合ワクチン（MR） 9,860 円
・風しん単独ワクチン 6,430 円

※助成期間内に鶴岡市以外で抗体検査及びワクチン接種を受けた場合、市助成額を上限に費用を還付する。

○助成期間

平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日接種分まで

○健康被害の救済

- ①独立法人医薬品医療機器総合機構法による救済
- ②市が加入する全国市長会共済保険による救済

○周知方法

- ①市HPへの掲載
- ②市民課窓口での婚姻届出者に対し助成事業に関するチラシを配布
- ③医療機関へポスターを配布
- ④新聞等での報道

※平成 27 年度協力医療機関は 50 医療機関

【平成 27 年度実績 (H27. 5 月末現在)】

	4 月	5 月	計
抗体検査	16	7	23
償還	0	0	0
麻しん風しん接種	5	6	11
風しん接種	2	2	4
接種 計	7	8	15
償還	0	0	0

○抗体検査方法の違いによる抗体価の換算について

別紙資料参照 (P 16~17)

平成27年6月17日

風しん予防接種費用助成事業

委託医療機関 院長 様

鶴岡市健康課長

鶴岡市風しん予防接種費用助成事業に係る
「予防接種が推奨される風しん抗体価」について

初夏の候、貴職にはますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃から、本市の予防接種事業については格別のご指導とご協力を賜り深く感謝申し上げます。

さて、標記につきましては厚生労働省の示す「予防接種が推奨される風しん抗体価について」（別紙1）に基づき実施いただいておりますが、今般、HI法・EIA価によるEIA法以外の検査方法を採用している検査機関があることがわかりました。

つきましては、換算方法等について下記のとおりお知らせいたしますので、貴院の検査方法を改めてご確認いただき、適切なワクチン接種にご協力いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 換算方法について

検査機関が使用する測定キットの種類によって抗体価の単位が異なるため、使用されている測定キットが不明な場合は各検査機関に確認の上、「【参考資料】国際単位等による抗体価の換算方法」（別紙2）を参考に数値を読み替えてワクチン接種のご判断をお願いします。

2. 抗体検査実施報告書の記入について

検査方法の増加に伴い、「鶴岡市風しん予防接種費用助成票（兼抗体検査受診票）」（様式2号）を別紙3のとおり変更しております。HI法・EIA価によるEIA法以外の検査方法の場合、様式の下半分「抗体検査実施報告書」の「抗体検査方法」欄は「その他」に○をつけ、（ ）内に測定キット名を記入願います。

なお、検査機関からの判定が「+（陽性）」となっても、確実な予防のためワクチン接種が推奨される数値の場合は「陰性（⇒ワクチン接種該当）」となりますのでご留意ください。

*HI法・EIA価によるEIA法の場合、これまでの判定基準に変更はありません（HI法：16倍未満、EIA価によるEIA法：8.0未満はワクチン推奨）。

ご不明な点がございましたら、下記担当までお問い合わせください。

【担当】

鶴岡市健康福祉部健康課母子保健係
予防接種担当 加藤・石井・長瀬
TEL 0235-25-2111（内線 373）

【参考資料】国際単位等による抗体価の換算方法

国際単位等で結果が表示される風しん抗体価の判定基準については、以下を読み替えの目安とする。

検査方法(測定キット) 風しん予防接種の必要性	HI法	EIA価によるEIA法 (ウイルス抗体EIA [†] 生 研「ルベラ」)*1	EIA法 (エンザイグノストB)*2 LTI法 (ランピアラテックス RUBELLA)*3		ELFA法 (バイダスアッセイキット RUB)*4 CLEIA法 (アクセスルベラ)*5		CLEIA法 (デタミナー-CL)*6
			陰性又は判定保留	陰性又は判定保留	陰性又は判定保留	陰性又は判定保留	
免疫を保有していないため、 <u>風しん含有ワクチン</u> の接種を推奨します。	8倍未満	陰性又は判定保留	陰性又は判定保留	陰性又は判定保留	陰性又は判定保留	陰性又は判定保留	陰性又は判定保留
過去の感染や予防接種により風しんの免疫は ありますが、風しんの感染予防には不十分で す。確実な予防のため、 <u>風しん含有ワクチン</u> の 接種を推奨します。	8倍・16倍	陽性 (EIA価8.0未満)	陽性 (国際単位30IU/mL 未満)	陽性 (国際単位45IU/mL 未満)	陽性 (国際単位45IU/mL 未満)	陽性 (抗体価14未満)	陽性 (抗体価14未満)
風しんの感染予防に十分な免疫を保有してい ると考えられます。 風しん含有ワクチンの接種は、基本的に必要 ありません。	32倍以上	陽性 (EIA価8.0以上)	陽性 (国際単位30IU/mL 以上)	陽性 (国際単位45IU/mL 以上)	陽性 (国際単位45IU/mL 以上)	陽性 (抗体価14以上)	陽性 (抗体価14以上)

- *1 デンカ生研社製キット
- *2 シーメンスヘルスケア・ダイアグノスティクス社製キット
- *3 極東製薬工業株式会社製キット
- *4 シスメックス・ピオメテック株式会社製キット
- *5 ベックマン・コールター社製キット
- *6 いかがかく社製造/協和メテックス社販売キット

※参考

国立感染症研究所ホームページ (<http://www.nih.go.jp/niid/ja/diseases/ha/rubella.html>)
厚生労働省ホームページ (http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/kekaku-kansenshou/rubella/)

5. そ の 他

(1) 国の動き

① 麻しんの排除認定

平成 27 年 3 月 27 日、世界保健機関西太平洋地域事務局により、日本が麻しんの排除状態にあることが認定された。

西太平洋地域で麻しん排除が達成された国は、オーストラリア、マカオ、モンゴル、韓国に続く 5 カ国目であり、今回他にブルネイ、カンボジアも同時に認定された。排除状態とは、適切なサーベイランスの下、土着株による麻しんの感染が 3 年間確認されないこと、又は遺伝子型の解析によりそのことが示唆されることを言う。

今後も排除状態を維持するため、引き続き「麻しんに関する特定感染症予防指針」に基づいた麻しん対策の推進が求められる。

② B 型肝炎の定期接種実施

定期接種化の予定はされているが、今年度に入ってから新たな通達等が入っていない。

改正

平成19年3月23日条例第20号

平成25年9月19日条例第37号

鶴岡市予防接種対策委員会条例

(設置)

第1条 予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条及び第6条の規定に基づき、本市が実施する予防接種（以下「予防接種」という。）の適正かつ円滑な運営に資するため、鶴岡市予防接種対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 予防接種の実施に関する事項
- (2) 予防接種による健康被害に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員8人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 一般社団法人鶴岡地区医師会会員
- (3) 専門医師

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要に応じ、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(幹事)

第7条 委員会に、幹事若干人を置く。

- 2 幹事は、一般社団法人鶴岡地区医師会の職員のうちから、市長が委嘱する。
- 3 幹事は、委員会の所掌事項について委員を補佐する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

- 2 この条例の施行の日以後、最初に第3条第2項の規定により委嘱し、又は任命される委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、委嘱し、又は任命された日から平成19年3月31日までとする。

附 則 (平成19年3月23日条例第20号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年9月19日条例第37号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の鶴岡市表彰条例第8条第1項の規定、第2条の規定による改正後の鶴岡市個人情報保護条例第38条第2項の規定、第3条の規定による改正後の鶴岡市生活安全条例第5条第5項の規定、第4条の規定による改正後の鶴岡市交通災害共済条例第12条第2項の規定、第5条の規定による改正後の鶴岡市住居表示審議会条例第3条第2項の規定、第6条の規定による改正後の鶴岡市予防接種対策委員会条例第3条第2項及び第7条第2項の規定、第7条の規定による改正後の鶴岡市環境審議会条例第3条第2項の規定、第8条の規定による改正後の鶴

岡市廃棄物減量等推進審議会条例第3条第2項の規定、第9条の規定による改正後の鶴岡市農村地域工業等導入審議会条例第3条第2項の規定、第10条の規定による改正後の鶴岡市下水道使用料等審議会条例第3条第2項の規定、第11条の規定による改正後の鶴岡市水道事業経営審議会条例第3条第2項の規定並びに第12条の規定による改正後の鶴岡市景観計画に係る行為の制限等に関する条例第13条第4項の規定は、この条例の施行の日以後にこれらの規定により行う委員又は幹事の委嘱について適用する。